

国民健康保険税の税額算出方法

国民健康保険税は「医療給付費分」、「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」及び「子ども・子育て支援納付金分」の4つで構成されており、「医療給付費分」と「後期高齢者支援金分」は被保険者全員に、「介護納付金分」は40歳から64歳までの被保険者のみに賦課されます。また、「子ども・子育て支援納付金分」は被保険者全員に賦課されますが、18歳未満（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前の人を含む）に係る均等割は全額軽減されます。

また、1年度（4月から翌年3月）の保険税額は、被保険者全員の基準総所得（※1）、加入人数などに応じ、「所得割」「均等割及び18歳以上均等割」「平等割」の合計で計算します。

毎年6月中旬に保険税額を決定し、通知を送付します。

※1 基準総所得＝総所得（前年中のもので分離所得・山林所得を含む）
－基礎控除額43万円（マイナスになった場合は0円）

注意：被保険者ごとに計算します

医療給付費分（課税限度額は650,000円）

所得割	令和7年1月～12月中の基準総所得×7.07%
均等割	被保険者1人につき 29,000円
平等割	1世帯につき 20,800円

後期高齢者支援金分（課税限度額は200,000円）

所得割	令和7年1月～12月中の基準総所得×2.76%
均等割	被保険者1人につき 10,200円
平等割	1世帯につき 8,000円

介護納付金分（40歳～64歳の人）（課税限度額は170,000円）

所得割	令和7年1月～12月中の基準総所得×2.69%
均等割	被保険者1人につき 11,600円
平等割	1世帯につき 6,000円

子ども・子育て支援納付金分（課税限度額は30,000円）

所得割	令和7年1月～12月中の基準総所得×0.29%
均等割（※2）	被保険者1人につき1,300円
18歳以上均等割 18歳以上（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前の人を除く）のみ	被保険者1人につき100円
平等割	1世帯につき900円

※2 18歳未満（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前の人を含む）に係る均等割は全額軽減

介護納付金分の注意点

1. 年度の途中で40歳になる人の介護納付金分の負担について
40歳になったとき（40歳の誕生日の前日が属する月）から介護納付金分を合わせて納めていただきます。このため、該当月の翌月に介護納付金分の増額通知を送付します。
2. 年度の途中で65歳になる人の介護納付金分の負担について
年度当初に、65歳になる月の前月（誕生日が1日の人はその前々月）までの介護納付金分を計算し、医療給付費分、後期高齢者支援金分と合計した額を年間の保険税として納めていただきます。したがって、65歳になった月以降に、特に減額の通知を送付することはありません。
3. 介護保険適用除外施設について
介護保険適用除外施設に入所している人は介護納付金分が賦課されません。該当する人は届出をしてください。

介護保険適用除外施設とは…

児童福祉法に規定する重症心身障害児施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定する福祉施設、ハンセン病療養所、生活保護法に規定する救護施設、労働者災害補償保険法施行規則に規定する労災特別介護施設、指定障害者支援施設（生活介護+施設入所支援に係るものに限る）など。

75歳になる人がいる世帯の国民健康保険税について

75歳になると後期高齢者医療制度に加入することになり、国民健康保険の被保険者でなくなります。年度途中で75歳になる人の国民健康保険税は、75歳になる月の前月までの分の税額を、あらかじめ年度全体の期数で割って算出しているため、75歳になった月以降に、特に減額にはなりません。

しかし、国保に引き続き加入する人が1人になったときは、平等割が半額になりますので、この場合は減額の通知を送付することになります。詳しくはP39「後期高齢者医療制度創設に伴う国民健康保険税の経過措置」をご覧ください。

保険税は加入したその日から

ほかの市区町村から転入した日や、ほかの健康保険をやめた日（退職の翌日）から国保に加入し、その日から保険税が課税されます。加入の届出が遅れても、加入日までさかのぼって保険税を負担しなければなりません。保険税額は国民健康保険税納税通知書によってお知らせします。

なお、令和8年1月2日以降、川西市に転入された人は前住所地への所得照会の結果、税額を変更する場合があります。



途中加入、脱退の場合の保険税は月割計算です

国保に途中加入や脱退をした場合、保険税は月割で計算します。国保では4月から翌年3月までを1年度とします。年度の途中で国保に加入したときは加入した月から翌年3月までの月数で、また途中で国保をやめたときは4月からやめた月の前月までの月数で計算します。

$$\text{年度途中で加入・脱退したときの保険税} = \text{年間保険税} \times \frac{\text{国保に加入していた月数}}{12}$$

申告が必要です

国保加入の全世帯について、前年中の所得状況を正しく把握し、適正な保険税を課税する必要があります。

前年度非課税所得のみの人や収入がないと思われる人などに対し、国民健康保険課から「申告書」を令和8年2月に郵送いたしました。

令和7年1月～12月中の所得が一定の基準以下(※)の世帯は、保険税の均等割・18歳以上均等割額及び平等割額が軽減されますので、提出していない人は必ず提出してください。

また高額療養費の給付についても、世帯主(擬制世帯主を含む)及び(当該年度の4月1日時点で)19歳以上の国保加入者全員の所得把握が必要となります。必要な場合は、申告をしてください。

※一定の基準以下とは…P37「低所得世帯の軽減制度」をご覧ください。

国民健康保険税の計算例

例1 65歳以上1人世帯

【年金収入 240万円 → 年金所得 130万円】
【基準総所得=130万円-43万円(基礎控除額)=87万円】



医療給付費分

所得割	均等割	平等割
(87万円×7.07%)	+(29,000円×1人)	+20,800円=111,309円
→ 111,300円 (100円未満切捨て) … ①		

後期高齢者支援金分

所得割	均等割	平等割
(87万円×2.76%)	+(10,200円×1人)	+8,000円=42,212円
→ 42,200円 (100円未満切捨て) … ②		

子ども・子育て支援納付金分

所得割	均等割・18歳以上均等割	平等割
(87万円×0.29%)	+{(1,300円+100円)×1人}	+900円=4,823円
→ 4,800円 (100円未満切捨て) … ③		

国民健康保険税(年税) = ① + ② + ③ = 158,300円

例2 65歳の世帯主と62歳の配偶者の2人世帯

【世帯主：年金収入 300万円 → 年金所得 190万円】
【配偶者：年金収入 60万円 → 年金所得 0円】
【基準総所得=190万円-43万円(基礎控除額)=147万円】



医療給付費分

所得割	均等割	平等割
(147万円×7.07%)	+(29,000円×2人)	+20,800円=182,729円
→ 182,700円 (100円未満切捨て) … ①		

後期高齢者支援金分

所得割	均等割	平等割
(147万円×2.76%)	+(10,200円×2人)	+8,000円=68,972円
→ 68,900円 (100円未満切捨て) … ②		

介護納付金分

所得割	均等割	平等割
(0円×2.69%)	+(11,600円×1人)	+6,000円=17,600円
…………… ③		

子ども・子育て支援納付金分

所得割	均等割・18歳以上均等割	平等割
(147万円×0.29%)	+{(1,300円+100円)×2人}	+900円=7,963円
→ 7,900円 (100円未満切捨て) … ④		

国民健康保険税(年税) = ① + ② + ③ + ④ = 277,100円

例3 40歳代の夫婦と10歳の子ども1人の3人世帯

【世帯主：営業所得250万円 配偶者：収入0円】
【基準総所得=250万円-43万円(基礎控除額)=207万円】



医療給付費分

所得割	均等割	平等割
(207万円×7.07%)	+(29,000円×3人)	+20,800円=254,149円
→ 254,100円 (100円未満切捨て) … ①		

後期高齢者支援金分

所得割	均等割	平等割
(207万円×2.76%)	+(10,200円×3人)	+8,000円=95,732円
→ 95,700円 (100円未満切捨て) … ②		

介護納付金分

所得割	均等割	平等割
(207万円×2.69%)	+(11,600円×2人)	+6,000円=84,883円
→ 84,800円 (100円未満切捨て) … ③		

子ども・子育て支援納付金分

所得割	均等割・18歳以上均等割	平等割
(207万円×0.29%)	+{(1,300円+100円)×2人}	+900円=9,703円
→ 9,700円 (100円未満切捨て) … ④		

国民健康保険税(年税) = ① + ② + ③ + ④ = 444,300円

例4 50歳代の夫婦2人世帯

【世帯主：営業所得1,000万円 配偶者：収入0円】
 【基準総所得=1,000万円-43万円(基礎控除額)=957万円】



医療給付費分

所得割 均等割 平等割
 $(957万円 \times 7.07\%) + (29,000円 \times 2人) + 20,800円 = 755,399円$
 → **650,000円** (課税限度額) ... ①

後期高齢者支援金分

所得割 均等割 平等割
 $(957万円 \times 2.76\%) + (10,200円 \times 2人) + 8,000円 = 292,532円$
 → **200,000円** (課税限度額) ... ②

介護納付金分

所得割 均等割 平等割
 $(957万円 \times 2.69\%) + (11,600円 \times 2人) + 6,000円 = 286,633円$
 → **170,000円** (課税限度額) ... ③

子ども・子育て支援納付金分

所得割 均等割・18歳以上均等割 平等割
 $(957万円 \times 0.29\%) + \{(1,300円 + 100円) \times 2人\} + 900円 = 31,453円$
 → **30,000円** (課税限度額) ... ④

国民健康保険税(年税) = ① + ② + ③ + ④ = **1,050,000円**

MEMO

低所得世帯の軽減制度

国保加入者と世帯主の所得の合計が一定以下の世帯については、保険税のうち、均等割、18歳以上均等割及び平等割の7割・5割・2割が軽減されます。

令和8年度は令和7年度に比べ、軽減の範囲が拡大されることになりました。



軽減判定の所得基準

軽減割合	所得基準(令和8年度)	所得基準(令和7年度)
7割軽減	43万円+ {10万円× (給与・年金所得者数-1)}	43万円+ {10万円× (給与・年金所得者数-1)}
5割軽減	43万円+ (31万円×被保険者数)+ {10万円× (給与・年金所得者数-1)}	43万円+ (30.5万円×被保険者数)+ {10万円× (給与・年金所得者数-1)}
2割軽減	43万円+ (57万円×被保険者数)+ {10万円× (給与・年金所得者数-1)}	43万円+ (56万円×被保険者数)+ {10万円× (給与・年金所得者数-1)}

注意1: 軽減判定所得が上記の所得基準以下の世帯は、保険税のうち均等割、18歳以上均等割及び平等割が軽減されます。

※軽減判定所得とは、前年中の総所得(申告分離所得を含む)+ 譲渡所得の特別控除額 + 専従者控除額で擬制世帯主(P4参照)の所得を含みます。1月1日時点で65歳以上の年金受給者については、年金所得の範囲内で最大15万円の特別控除があります。

注意2: 被保険者数は同じ世帯で国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人も含みます。

注意3: 給与・年金所得者とは一定の給与所得者及び一定の公的年金所得者(国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人・擬制世帯主(P4参照)を含む)をいいます。

なお、一定の給与所得者とは給与収入55万円超の人をいいます。また、一定の公的年金所得者とは65歳未満の人は60万円超、65歳以上の人は125万円超の支給を受ける人をいいます。

注意4: P39の経過措置があります。

低所得者の軽減制度が適用される例

例1 国保の被保険者(加入者)が1人の場合



【65歳以上で年金収入が125万円】

軽減判定所得: 125万円 - 110万円(公的年金控除) - 15万円(特別控除)
= 0円(軽減判定所得)

0円 ≤ 43万円 …7割軽減に該当

均等割及び18歳以上均等割・平等割合計額が 70,300円 から **20,900円** になります。

例2 国保の被保険者(加入者)が夫婦2人の場合

【世帯主:65歳以上で年金収入が180万円】

【配偶者:65歳以上で年金収入が145万円】

軽減判定所得: 世帯主(180万円 - 110万円(公的年金控除) - 15万円(特別控除) = 55万円) …①
配偶者(145万円 - 110万円(公的年金控除) - 15万円(特別控除) = 20万円) …②
① + ② = **75万円(軽減判定所得)**

75万円 > 53万円 …7割軽減は非該当

75万円 ≤ 115万円 …5割軽減に該当



【P37「軽減判定所得」の計算式より】

均等割及び18歳以上均等割・平等割合計額が 110,900円 から **55,400円** になります。

(所得割は別途課税されます。税率についてはP32を参照ください。)

未就学児の均等割軽減

地方税法等の改正により、令和4年度課税分より未就学児(義務教育就学前の子)の均等割が軽減されています。軽減割合は5割となります。P37「低所得世帯の軽減制度」に該当する場合は、軽減後の均等割を5割軽減します。この軽減措置は世帯の人数や所得に関わらず、一律に行われます。この軽減を受けるにあたって手続きは必要ありません。

対象者 国民健康保険に加入している未就学児(小学校入学前の子ども)
(令和8年度分については、令和2年4月2日以降に生まれた方となります)

軽減期間 6歳に到達した以後の最初の3月31日まで
(小学校入学年度からは軽減の対象外となります)

産前産後期間の保険税免除

令和6年1月より、出産する被保険者の産前産後期間の所得割、均等割及び18歳以上均等割が免除されています。

対象となる人は申請してください。申請は出産予定日の6か月前から可能です。

対象者 出産する被保険者(妊娠85日以上の出産)
死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も対象

免除期間 出産予定月(出産月)の前月(多胎の場合は3か月前)
から出産予定月(出産月)の翌々月

届出に必要なもの 母子健康手帳、本人確認書類(マイナンバーカードまたは運転免許証など)

後期高齢者医療制度創設に伴う国民健康保険税の経過措置

後期高齢者医療制度が創設されたことによって、国民健康保険に加入する人の保険税が急に増えることがないよう、下記の経過措置があります。

所得の低い人の保険税の軽減について

国保から後期高齢者医療制度に移行した人がいる場合、その人の所得を含めて軽減判定を行います。

保険税の軽減を受けている世帯で、国保被保険者から後期高齢者医療制度に移行した人がいるとき、世帯構成や収入状況が変わらなければ、国民健康保険に残った人の保険税は、移行前と同様の軽減を受けることができます。

保険税の平等割の軽減について

同じ世帯で、国保被保険者から後期高齢者医療制度に移行した人がいて、その結果、国保被保険者が1人となったときは、国保に残った人の保険税のうち、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び子ども・子育て支援納付金分の平等割が5年間半額となり、その後の3年間は、平等割の4分の1の額を減額します。

被用者保険の被扶養者であった人の減免制度について

被用者保険(全国健康保険協会・健康保険組合・共済組合など)の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者(65歳以上75歳未満)が新たに国民健康保険に加入する場合、申請いただくことにより、次のとおり、保険税の減免を受けることができます。

- 1 所得割の全額(当面の間)
- 2 均等割・18歳以上均等割の2分の1(資格取得日から24か月まで)
- 3 平等割の2分の1(資格取得日から24か月まで)

注意1: 3については、65歳以上の被扶養者のみの世帯に限ります。

注意2: 2と3については、7割・5割軽減に該当する世帯は除きます。
また、2割軽減に該当する世帯は、さらに3割を軽減し、合計することで2分の1とします。